

令和 6 年度 上 半期 指定管理者管理運営状況シート

1. 施設の概要

施設名	岐阜市障害者福祉施設(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光)	所管課	障がい福祉課
所在地	岐阜市西島町4丁目24号(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光) 岐阜市西島町4丁目24-2号(ケアホーム恵光)		
指定管理者名	社会福祉法人和光会		
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日		
選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募		
料金制	☐ 使用料 ☒ 利用料金 ☐ 料金徴収なし		
施設の設置目的	知的障がい者のための障害者福祉施設として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び法第77条第3項の規定による地域生活支援事業を行う。		
施設概要	◇構造:鉄筋コンクリート構造2階建・RC造一部鉄骨造3階建(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光) 鉄骨造平屋建(ケアホーム恵光) ◇延床面積:5,377.14㎡(第二恵光、第三恵光、ワークス恵光) 597.16㎡(ケアホーム恵光) ◇施設内容:訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室 等		

2. 利用状況

		R6 上半期	R5 下半期	R5 上半期	R4 下半期	R4上半期
利用者数(単位:人)		31986	30150	31138	30280	30878
内訳	①第二恵光(訓練・作業室、居室、食堂 等)	15387	14391	14763	14305	14840
	施設入所支援	8473	8087	8228	8365	8707
	生活介護	6332	5809	6135	5743	5964
	短期入所	95	80	48	6	4
	日中一時支援	487	415	352	191	165
	②第三恵光(訓練・作業室、居室、食堂 等)	9880	9474	9870	9762	9842
	施設入所支援	6159	6002	6269	6175	6132
	生活介護	3595	3369	3523	3558	3674
	短期入所	53	96	78	29	36
	日中一時支援	73	7	0	0	0
	③ワークス恵光(訓練・作業室、相談室 等)	3112	2813	3104	2942	2759
	就労継続支援B型	3112	2813	3104	2942	2759
	④ケアホーム恵光(共同生活住居)	3549	3406	3344	3202	3394
	共同生活援助	3549	3406	3344	3202	3394
	⑤その他(来庁者等)	58	66	57	69	43

3. 業務の履行確認

区 分	確 認 事 項	履 行 状 況
利用者 サービス	①障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施状況 ※就労継続支援B型における支援時間の遵守を含む ②適切な人員配置 ※募集要項「資料6 職員配置等に関する基準」を満たしている。 ③広報の方策 ④苦情への対応 ⑤保護者会との意見交換会等の実施状況 ⑥岐阜県福祉サービス第三者評価の実施状況	①岐阜市障害者福祉施設条例第3条に定められた施設ごとに実施する障害福祉サービス及び地域生活支援事業を適切に実施している。 なお、通所による利用者の支援にあたっては、岐阜市障害者福祉施設条例施行規則第7条に基づき、定めた支援時間を遵守している。 ②基準を満たした数を配置 ・第二恵光 4月39名で開始(岐阜市派遣職員4名含む) 9月30日現在39名 ・第三恵光 4月24名で開始(岐阜市派遣職員2名含む) 5月生活支援員1名増員 6月生活支援員1名増員 9月30日現在26名 ・ワークス恵光 4月11名で開始 9月30日現在10名 ・ケアホーム恵光 4月18名で開始 9月30日現在19名 ③ホームページの設置 広報恵光(10月発行予定。島地区全戸配布予定) 第二恵光通信 第三恵光通信毎月発行 ワークス・ケアホームたより 春号 夏号発行 ④苦情窓口並びに苦情解決責任者の選任 苦情受付箱の設置 重要事項説明時に告知 社会福祉法人和光会苦情解決に関する規程に則り対応 ⑤実施状況 ・第二恵光保護者会 5月10日総会・意見交換会開催 9月13日作業参観にて現状説明と意見交換実施 ・三恵光保護者会(第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光) 5月10日総会・意見交換会開催 ⑥令和7年2月受審予定
自主事業・ 提案事業	なし	—

施設管理	①消防設備保守点検業務 ②建築設備定期点検業務 ③非常通報装置保守点検業務 ④夜間警戒設備保守点検業務 ⑤ソーラー設備保守点検業務 ⑥貯水槽清掃業務 ⑦自家用電気工作物保安管理業務 ⑧エレベーター保守点検業務 ⑨空調設備保守点検業務 ⑩ボイラー保守点検業務 ⑪給食調理場グリストラップ汚泥処分・収集運搬業務 ⑫清掃業務 ⑬環境整備業務 ⑭給食業務 ⑮衛生害虫防除管理業務 ⑯環境衛生検査業務	①4月19日、9月27日実施 ②下期に予定 ③6月12日、9月17日実施 ④8月30日実施 ⑤9月25日実施 ⑥8月27日実施 ⑦4月8日、5月8日、6月4日、7月9日、8月20日、9月19日実施 ⑧6月26日、9月30日実施 附属棟:8月15日実施 ⑨4月16日、6月21日実施 ⑩9月17日、9月20日実施 ⑪7月24日グリストラップ及び排水管清掃 ⑫日常清掃(平日8:30~12:00) 床面洗浄清掃 5月29日、30日、7月23日、24日、9月24日、25日実施 壁面洗浄清掃 7月23日、24日実施 ガラス面清掃 7月23日、24日実施 附属棟:入居前床面清掃 4月18日実施 附属棟:床面洗浄清掃 7月25日、9月26日実施 附属棟:壁面洗浄清掃 7月25日実施 ⑬毎週1回火曜日 祝日等の関係で前後する場合あり 8:30~11:30実施 ⑭毎日3食提供 ⑮食堂、厨房、浴室脱衣場、洗濯室等での生息確認と除去 5月30日、6月25日、7月31日、8月28日、9月18日実施 ⑯水質検査 5月20日、23日実施 給食衛生管理検査 5月24日実施
施設修繕	下記の観点からの修繕実施状況 ・迅速な修繕の実施 ・指定管理者のノウハウを生かした修繕・整備	4月22日 ケアホームC棟:エコキュート不良部品取替修繕 4月24日 厨房:水漏れ水栓取替修繕 5月2日 第二:利用者居室の引戸修繕 6月11日 厨房:不具合水栓取替修繕 8月7日 第二:女性棟居室窓ガラスの損傷に伴うガラス交換 8月7日 第二:落雷の影響で故障した防犯カメラの修繕 8月9日 第二第三:プレーカー取替修繕 8月19日 医務室:ファンコイル漏水、ドレンパン詰り修繕 8月26日 第三:ファンコイル漏水、ドレン配管勾配調整 9月9日 厨房:安全点検指摘箇所であるガス回転窯の交換 9月9日 第三:上記ドレン再調整および詰り修繕 9月12日 第二:男性棟、ファンコイル漏水、ドレン配管詰り修繕 9月12日 ケアホーム:セアカゴケグモ防除作業 9月12日 第二:障害者用トイレ二重引戸応急処置修繕 9月17日 事務所:コピー機不具合のためソフトバージョンアップ
危機管理・法令遵守	①個人情報の保護 ②非常時の対応策 ③関係法令の遵守	①個人情報の保護に関する法律および社会福祉法人個人情報保護規程の遵守。また、雇用時には個人情報遵守の誓約書を職員から提出を受けている。 ②消防計画の策定と毎月地震火災避難訓練の実施 洪水時の避難確保計画、事業継続計画に沿った災害備蓄品の整備 6月25日総合防災訓練実施 8月28日第三恵光・ワークス恵光 水害避難訓練実施 9月25日第二恵光水害避難訓練実施 感染症についてはコロナ事業継続計画を作成し対応。 ③障害者総合支援法、児童福祉法等の関係法令を遵守している。また職員にも法令遵守を周知している。

4. 利用者評価

利用者アンケートの実施状況	令和6年10月に今年度上期の運営について、保護者、後見人にアンケートを実施した。
利用者アンケートの実施結果	63名から回答があった。 アンケートの結果は添付資料のとおり
利用者からの要望・苦情と対処・改善	・施設への入館についての要望 →令和6年2月から施設への入館も感染予防をしながら可能にして、保護者の皆さんに施設内に入っていただくようにして、職員から生活の様子を説明できるようにしたが、保護者全員の理解が少なく、まだ制限があるように思われていたため、文書にて入館制限がないことを案内して、帰省時にも入館してもらえるようにした。 ・行事への要望 →8月9日に夏祭りを開催した。直前まで新型コロナウイルス罹患者の療養をしていた関係で、感染対策をして合同ではなく第二恵光、第三恵光、ワークス・ケアホーム恵光と三部制で行った。岐阜市ジュニアリーダーズの中学生のボランティアとの交流や和太鼓の演奏、和太鼓体験など行った。 ・附属棟見学→5月10日の保護者会で引越し前の附属棟を見学していただいた。5月9日島校区自治連合会長や自治会長の附属棟見学会実施。

5. 指定管理者の選定基準に基づく評価

区 分	選定基準	評 価 項 目	具体的な業務要求水準	評 価		
				指定 管理者	所管課	評価 委員会
公平性 透明性	住民の平等 利用が確保さ れること	平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	・関連法令等に基づいた管理運営が行われているか。 ・地域に開かれた施設になるよう情報発信を実施しているか。 (学校などへ広報・啓発)	A	A	A
		情報公開、広報の方策	・広報誌等による広報を実施しているか。 ・指定管理者が定めた「情報公開規程」に基づき対応しているか。	A	A	A
		その他指定管理者の提案によるもの	・入所判定委員会の設置等により、公平な入所者の決定を行っているか。	A	A	A
		区分評価				
効果性	事業計画書 の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること	既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	・目標工賃を設定し、その達成のための計画を作成し、計画に沿った運営を行っているか。 ・利用者の状態を踏まえ、支援等が実施されているか。	A	A	A
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	・利用者アンケート等を実施し、利用者ニーズを把握しているか。 ・苦情に関するマニュアルを作成し、それに基づいて対応しているか。	A	A	A
		利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など)	・接遇マニュアルに基づいて窓口対応を実施しているか。 ・定期的に設備や備品等の点検を実施しているか。	A	A	A
		利用促進、利用者増の方策	・利用者増のための広報等を実施しているか。 ・関係機関等と連携し、利用者の掘り起こしに努めているか。	A	A	A
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	・利用者アンケート等を実施し、その結果を踏まえ、管理運営の改善を図っているか。	A	A	A
		施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置	・職員配置等に関する基準(募集要項資料6)に示す必要な職員配置数を満たしているか。	A	A	A
		その他指定管理者の提案によるもの	・相談支援事業所の設置やICTの活用等、利用者のサービス向上のための検討を行っているか。	A	A	A
		区分評価				

効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	・利用者のサービスが低下しないようにしたうえで、管理経費の縮減が図られているか。	A	A	A
		収支計画の妥当性	・収支計画書に沿った運営が行われているか。	A	A	A
		管理経費縮減の具体的方策	・具体的な経費削減の方策を掲げ、管理経費の縮減が図られているか。 ・法人規模のメリットを活かして経費削減に取り組んでいるか。	A	A	A
		スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	・職員配置等に関する基準（募集要項資料6）に示す必要な職員配置数を満たしているか。	A	A	A
		利用料金を徴収する施設の場合、収入の増加を図るための方策	・稼働率の向上のための方策がとられているか。 ・取得可能な加算が算定されているか。	A	A	A
		その他指定管理者の提案によるもの	・利用者の不利益にならないように配慮した上で、経費削減に取り組んでいるか。	A	A	A
		区分評価				A
区 分	選定基準	評 価 項 目	具体的な業務要求水準	評 価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	経営基盤の安定性	・民事再生法や破産法に基づく再生／破産手続き開始の申立てをしていないか。 ・市税等の滞納がないか。	A	A	A
		組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等	・職員配置等に関する基準（募集要項資料6）に示す必要な資格者（サービス管理責任者等）を配置しているか。	A	A	A
		スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	・指導的立場に障害福祉分野等の経験が豊富な職員を配置しているか。	A	A	A
		スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	・年間の研修計画を作成し、計画的に内部・外部研修を実施しているか。	A	A	A
		リスクへの対応方策（防止策、非常時の対応マニュアルなど）	・緊急時の連絡体制、各種マニュアルを整備し、対応しているか。	A	A	A
		リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	・保険に加入し、賠償責任が問われる事案に対応しているか。	A	A	A
		その他指定管理者の提案によるもの	・職員の資格取得を支援する制度を設けているか。	A	A	A
		区分評価				A
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	・ボランティアや大学等からの実習の受入や施設見学等を実施しているか。	A	A	A
		地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	・高齢者等が体調等に合わせて働ける環境を整えているか。 ・ボランティア等の受け入れ態勢を整えているか。	A	A	A
		地元での資材等の調達	・地元振興、地域活性化を踏まえた業者選定を実施しているか。	A	A	A
		地元での社会活動等への参加	・地元自治体の活動等に参加し、地域交流に努めているか。	A	A	A
		その他地元への貢献に関すること	・岐阜市地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ・対応」の機能を担う事業者として登録し、実施しているか。 ・災害時における社会福祉施設への避難者受入れに関する協定の締結し、訓練等を実施しているか。	A	A	A
		その他指定管理者の提案によるもの	・短期入所において送迎を実施しているか。	B	B	B
		区分評価				A

6. 指定管理者の取組みに対する自己評価(良否、課題と解決策など)

今期の取組み に対する評価	【全体総括】 施設備品管理については、故障したものや、修理が必要なものについて、支援に支障の無いように迅速に修理や代替品の購入を行った。 4月に附属棟が完成し、約1か月半引越し準備を行い、5月17日から附属棟に事務所、ワークス恵光、第二恵光、第三恵光の生活介護(日中活動の場)が移転して新しい場所で活動を実施するようになった。大きな混乱はなく、ワークス恵光利用者も新しい環境で効率的に作業を行っている。第二恵光、第三恵光においては、午前、午後に分けて日中の活動を行っている。 今年度、第二期工事が始まっており、旧ワークス恵光、事務所、会議室、第二恵光・第三恵光の旧日中活動の場所の工事となり、日常の支援を行いながらの工事進行となる。業者との打ち合わせを綿密に行い、利用者や職員の動線確保、何よりも利用者の安全と、騒音による利用者の精神的不安定が無いように配慮して支援を行っている。 利用者支援においては、この2年間の個々の利用者支援に対しての引継ぎと施設全体の運営についての引継ぎを受け、それをもとに今年度運営を行った。個々の利用者には、一人一人の特性に合わせた支援を継続し、岐阜市職員が6名になり、和光会の職員が更に増加し、新たな職員で対応することになったが、その影響は無く、利用者は落ち着いた生活を継続できている。 日中の活動においては、いまだに感染症の予防を行いながら、各事業所で日々の活動の他、季節行事を実施した。協力医療機関の山田病院から週1回の往診の他、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練や、補助具の提案、生活支援員ができる機能訓練の提案、嚥下機能低下の利用者への嚥下能力の評価と、座位や食事形態の相談、提案、嚥下訓練を継続した。その他音楽療法を継続している。 今まで施設内で行っていた利用者の私物洗濯を業者委託することにより、ほぼ1日中洗濯にかかっていた生活支援員を、利用者支援に対応することができるようになり、業務効率が向上した。令和4年に導入した電子カルテと、業務効率化を図った。 7月には昨年度同様岐阜市教育委員会からの依頼により、特別支援学校や特別支援学級の担当になった小中学校の教師を対象とした実習の受け入れの他、高校生の介護福祉士、社会福祉士を目指す学生の実習を受け入れた。 8月には恒例の「恵光夏祭り」を感染予防を行いながら実施した。ボランティアとの交流、地域との交流の時間を作った。 施設利用の問い合わせも多く、4事業所全体で10名の新規契約を行った。 【第二恵光】 施設入所2名 生活介護2名(施設入所と併用) 日中一時支援1名の新規契約を行った。事業所内での創作活動や個別活動の他、小グループ外出など地域社会との接点を作ることを行った。 【第三恵光】 施設入所1名 生活介護2名(1名は施設入所と併用) 短期入所5名(1名は生活介護と併用)の新規契約を行った。その他短期入所6名、日中一時支援3名の新規契約を行った。 【ワークス恵光】 7月に1名新規利用契約を行った。工賃作業は、11業者からの作業を継続している。送迎サービスを継続し、保護者の負担を軽減して利用者のサービス利用のモチベーションを上げることができている。工賃作業の単価の見直しを行い、工賃向上を目指したことにより、平均工賃が10,000円を超えるようになった。 【ケアホーム恵光】 障がい者の地域生活の施設として、自立した生活に向けた支援を行った。平日の6時45分から8時45分、16時から21時までと土日祝日の6時45分から20時までの生活支援を行った。特に土日祝日は外食や日用品、趣向品の購入のため外出支援など、地域社会との接点を多く持つように努めた。自治会活動では西島公園掃除や防災訓練に参加し交流を行った。
前回までの意見を 踏まえた取組み状況	・各事業所において、季節行事や小グループでの外出支援を行った。 ・恒例行事である夏祭りを実施して、利用者の楽しみと地域住民との交流の場を作った。 ・作業参観を行い、保護者とのコミュニケーションの機会を持てる行事を企画した。 ・実習受け入れや見学会を実施した。 ・緊急時をふまえた短期入所継続利用を行った。
今後の取組み	・強度行動障がいの利用者に対応できるよう職員の資質向上を図る。 ・障害者支援施設として、地域移行も念頭に置きつつ、重度の障害者や高齢化した障害者など、支援を必要とする方々のニーズに対応する。 ・4事業所複合型施設の強みを活かして、多様なニーズに答えられるようにする。 ・地域支援拠点としての役割を担うため、緊急時の短期入所の受け入れを確実に行う。 ・高齢になっている利用者に対して、高齢者特有の状態に応じた介護を行えるようにする。 ・様々な医療ニーズに対応できるように他機関との連携を強化する。

7. 所管課の意見

・市職員の派遣が12名から6名になり、指定管理者職員による支援割合が増加した中、利用者に混乱を生じさせず落ち着いた運営を継続している点は評価できる。今後も引き続き、市の派遣職員や関係機関と連携を密にとり、より良い支援に繋げられるよう努められたい。

・新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症予防に取り組み、特に重篤な症状を発症させることなく、入所者の支援を実施していることは評価できる。また、季節の行事や小グループでの外出支援など、徐々に以前の生活に戻していく配慮がみられる。引き続き、感染対策を継続しつつ、状況を見極めながら利用者へのさらなるサービス向上に取り組まれたい。

・高齢になっている利用者の医療ニーズ等に対応できるよう他機関との連携を一層強化されたい。

・緊急時の短期入所の受け入れ等、地域支援拠点としての役割を今後も果たされたい。

8. 指定管理者評価委員会の意見

・利用者に配慮した運営を継続している点は評価できる。緊急時の短期入所の受け入れ等、柔軟な対応を今後も継続されたい。